

# 東京証券取引所コンプライアンス四季報



平成24年新春号

東京証券取引所自主規制法人

コンプライアンス本部

平成24年1月

## はじめに

当法人コンプライアンス本部の業務は、東京証券取引所市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者の健全性・信頼性を確保するための「考査」と、相場操縦的行為やインサイダー取引等の不公正取引を監視する「売買審査」の2つの柱があり、「考査部」と「売買審査部」がそれぞれ、その業務を担当しています。

平成23年度第3四半期（平成23年10月～12月）におけるコンプライアンス本部（考査部・売買審査部）の主な活動状況は、以下のとおりです。

### ➤ 考査部の活動状況

#### ◇ 考査の実施状況

平成23年度第3四半期において、考査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

考査の種類	内 容	社数
一般考査	過去の考査結果、行政の検査結果、前回考査からの経過日数などを考慮し、考査の必要性が高いと判断される取引参加者から順次行う考査です。	8社
合同検査	日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う考査です。	8社
共同考査	他取引所と連携して行う考査です。	8社
フォローアップ考査	考査で認められた不備に関して改善報告書の提出を求めた取引参加者に対し、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認のために行う考査です。	1社
特別考査	各種情報に基づき、取引参加者の特定の事項に焦点を当てて行う考査です。	0社

## ◇ 考査の結果

平成 23 年度第 3 四半期において、考査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

取引参加者名	結果通知日	措置		
		処分	注意喚起	改善報告書
丸八証券	10月13日			
豊証券	11月10日			
かざか証券	11月14日			
楽天証券	12月2日			
クレディ・アグリコル証券	12月16日			
安藤証券	12月22日			
ウツミ屋証券	12月22日			
水戸証券	12月22日			
前田証券	12月29日			○

※表中における「○」は、それぞれ、処分について当法人規律委員会に諮問することとしたこと、「考査部長による口頭警告」レベル以上の注意喚起を行ったこと、又は改善措置等について文書による報告を求めたことを示します。

## ◇ 不備事項の内容

不備事項		事案数
1	不公正取引防止に関する管理不備	2 (1)
2	誤発注防止に関する管理不備	1
3	法人関係情報に関する管理不備	1
4	その他	2 (1)

※ ( ) は改善措置等について文書による報告を求めた事案数です。

## ➤ 売買審査部の活動状況

### ◇ 売買審査件数

売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

一方、審査の内容面においては、インサイダー取引、相場操縦、デリバティブ関係、その他の不正な行為に分類されます。

こうした分類ごとに、平成23年度第3四半期に調査・審査を終了した件数を集計すると、以下のとおりです。

区 分		調査件数		審査件数	
			前年同期比		前年同期比
インサイダー取引	増 資	16	▲14	2	▲2
	減 資	0	▲2	0	0
	自己株式取得	38	▲41	0	0
	株式分割	10	4	0	0
	配当異動	53	▲470	1	0
	合 併	2	▲1	0	0
	業務提携及びその解消	9	▲2	1	1
	業務遂行の過程で生じた損害の発生等	19	▲48	0	▲4
	主要株主の異動	4	▲7	0	▲1
	決算に関する情報	136	▲283	6	1
	その他重要事実	49	▲21	5	▲3
	小 計	336 (287)	▲885 (▲53)	15	▲8
相場操縦	株価変動等	7	▲1	4	▲1
	空売り	2	▲2	0	0
	小 計	9	▲3	4	▲1
デリバティブ関係		262	6	0	0
そ の 他		0	0	1	1
合 計		607	▲882	20	▲8

※ 調査・審査の件数は終了した件数。

※ 審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

※ インサイダー取引の調査件数に関して、平成23年10月開始の調査より、調査の定義をより実効性の高いものに見直しているため、インサイダー取引の調査件数小計、前年同期比には、上記見直しによる引直し後の件数を（）内に記載。

## ◇ 注意喚起件数

売買審査の結果、不公正取引と認められる行為又はそのおそれのある行為が認められた場合については、当法人の業務規程等諸規則に基づき、取引参加者や上場会社に対し、処分や注意喚起などの措置を行います。

平成 23 年度第 3 四半期に行った注意喚起の件数及びその概要は以下のとおりです。

### 【取引参加者に対する注意喚起】

項 目	主 な 内 容	社数
VWAPギャランティー取引に係る法令違反行為等	・ VWAPギャランティー取引に係る注文の受注及びヘッジ取引の執行において社内管理体制の不備及びそれに起因する法定帳簿に係る法令違反行為が認められたもの。	1社 (1)

### 【上場会社に対する注意喚起】

項 目	主 な 内 容	社数
インサイダー取引の未然防止体制の不備	・ 内部者取引管理に関する社内規則に沿った対応が取られていなかったもの。	3社 (3)

( ) は改善措置等について文書による報告を求めた件数。

## ◇ 未然防止通知件数

未然防止通知は、取引参加者ごとの約定形態が、「終値形成時における株価引上げ」形態など一定の売買パターンに合致した場合には、その取引参加者に「未然防止通知」を行い、コンプライアンス上、御注意いただくことを目的としています。

平成 23 年度第 3 四半期に行った未然防止通知の件数は以下のとおりです。

該当項目	件数
終値形成時における株価引上げ	153
終値接近時の買上がり	3
終値接近時の売下がり	4
合計	160

## ◇ 不公正取引等に関する情報受付

売買審査部では、相場操縦的行為やインサイダー取引などの不公正取引に関し、一般投資者等からの情報を受け付けています。

平成 23 年度第 3 四半期における情報受付の状況は以下のとおりです。

区分	件数
相場操縦関係	111
インサイダー取引関係	10
銘柄一般情報	5
その他	13
合計	139

## ➤ 取引参加者等へのサポート活動

### ◇ 取引参加者等からの問合せ対応

審査部及び売買審査部では、それぞれ、証券取引に係る法令諸規則や相場操縦・インサイダー取引に関し、取引参加者又は上場会社等からの御質問にお答えしています。平成23年度第3四半期におけるこうしたお問合せの状況は以下のとおりです。

【審査部】		【売買審査部】	
区 分	件 数	区 分	件 数
空売り	16	インサイダー取引	212
差金決済取引	13	自己株式取得	18
約定訂正	9	公開買付け	5
信用取引	8	空売り	7
法定帳簿	3	受託	2
売買管理	2	ファイナンス	2
報告書提出	2	売買状況	19
その他	9	立会外・市場外取引	5
合 計	62	信用取引・発行日取引	4
		クロス取引	8
		執行	0
		訂正処理	0
		先物関係	0
		フロントランニング	0
		その他	2
		合 計	284

### ◇ インサイダー取引規制解説セミナー等

売買審査部では、「企業担当者のためのインサイダー取引規制解説セミナー」を開催しています。平成23年度第3四半期は、電力需給の逼迫を懸念し見送っていた関東地方での開催を再開し、今四半期は当取引所開催（6回）のほか新宿と浜松で当該セミナーを開催しました。

このほか、インサイダー取引規制等に関するコンプライアンス研修として、取引参加者及び上場会社等への講師派遣を平成23年度第3四半期中に計99回行いました。

## ➤ その他の活動状況

---

### 1. 国内関係機関との連携強化

#### ・証券取引等監視委員会主催研修への参加

証券取引等監視委員会が主催する証券検査実務に係る研修に参加し、最近のコンプライアンスに関する諸問題や検査技法の共有を行いました（12月19日～20日）。

#### ・考査に係る情報交換会議の開催

金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び大阪証券取引所の検査・監督部門と「情報交換会議」を開催し、証券会社の検査・監督における最近の関心事項等をテーマとして、意見・情報交換を実施しました（10月26日）。

### 2. 海外関係機関との連携強化

#### ・国際CRO会議への参加

海外各国の自主規制分野における議論の動向や取引所の取組み等に関する情報交換及び各国自主規制分野における国際的な協力関係の構築のため、国際CRO会議に参加しました（12月1日～2日、シンガポール）。

#### ・市場間監視グループ（ISG）総会への参加

世界の主要な証券取引所からなる市場間監視グループ（ISG）の総会に参加し、売買審査・考査に係る情報交換及び国際的な連携強化に努めました（10月5日～7日、バンクーバー）。

#### ・各種国際研修等への参加

米国商品先物取引委員会（CFTC）及び米国証券取引委員会（SEC）が主催する市場監視に係る国際研修に参加しました（それぞれ、シカゴ（10月16日～21日）、ワシントンD.C.（11月14日～18日）にて開催）。

### 3. 取引参加者や上場会社等のコンプライアンスに対する支援推進

#### ・上場会社コンプライアンス・フォーラムの開催

上場会社をはじめとする市場関係者のコンプライアンス体制の向上を支援するため、「上場会社コンプライアンス・フォーラム」を各地取引所と共催のもと、前四半

期の大阪開催（9月16日）に引き続き、名古屋（11月25日）、福岡（11月30日）、札幌（12月7日）で開催し、あわせて1,000名以上が参加しました。

・ **売買審査ワーキングパーティ等の開催**

取引参加者の売買管理担当者と構成する「売買審査ワーキングパーティ」を開催し、売買審査部の業務遂行状況等について報告するとともに、委員の皆様から御意見を頂きました（11月28日）。

また、全国の証券取引所の売買審査関係部署による「全国証券取引所売買審査連絡会」を開催し、売買審査に関する最近の課題等について意見交換を行いました（11月2日）。

・ **J-I R I S S の利用促進活動**

上場会社等の役員等の情報を登録し証券会社における内部者登録等の実効性をより確実なものとし、内部者取引を未然防止するシステムである「J-IRISS」（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）について、未登録上場会社の登録促進を図るため、未登録上場会社への個別訪問等の活動を引き続き実施しています。

## ➤ 処分等の状況

---

当法人は、取引参加者が法令諸規則に違反し、必要と認める場合は、当法人の諮問委員会である「規律委員会」に諮問のうえ、過怠金、戒告、有価証券の売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消しなどの処分の内容の決定を行います。

また、当法人は、取引参加者が現時点で法令や東証規則等に違反するか否かにかかわらず、当該取引参加者の営業若しくは事業又は財産の状況が東証市場の運営にかんがみて適当でないと認めるときは、当該取引参加者に対し勧告の決定を行います。

平成 23 年度第 3 四半期において、これらに該当する案件はありませんでした。

以 上